

# 九州作曲家協会規約

## 第1条

本会の名称を九州作曲家協会と称し、事務局を事務局長宅に置く。

## 第2条

本会は、九州・沖縄在住、九州・沖縄出身の作曲家、ならびに会の主旨に賛同する者をもって組織する。

## 第3条

本会は、作曲活動を通して九州・沖縄の音楽文化、および同地域内外の音楽文化に貢献することを目的とし、会員は緊密に連絡、協力することによって、会の発展、向上に寄与しなければならない。

## 第4条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 音楽会、講演会、研修会等の開催。
2. 会報の発行。
3. 会員相互の交流、国内外団体等との交流。
4. その他会の目的達成に必要な事業。

## 第5条

本会に次の役員を置く。

1. 会長：1名
  2. 副会長：1名
  3. 事務局長：1名
  4. 会計：1名
  5. 理事：若干名（国際交流担当1名を含む）
-

## 第6条

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第7条

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
3. 事務局長は会の事務を総括する。
4. 理事は会の運営にあたる。

## 第8条

会長は会員から選出する。

1. 会長の選出に必要な選挙施行細則を別に定める。

## 第9条

副会長、事務局長は、会長を含む理事会で推薦し総会の承認を得る。

## 第10条

理事は、会員から選出する。

1. 理事の選出に必要な選挙施行細則を別に定める。

## 第11条

役員会は、会長、副会長、事務局長、会計、理事をもって構成する。

## 第12条

役員会は、総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて開催する。

## 第13条

総会は、毎年定期に1回開催し、会の運営に必要な事項を審議する。

## 第14条

総会は、会員の過半数をもって成立する。

## 第15条

本会に名誉会員を置くことができる。

1. 名誉会員に必要な事項は、別に定める細則による。

## 第16条

本会に学生会員（大学院生を含む）を置くことができる。

1. 学生会員に必要な事項は、別に定める細則による。

## 第17条 〈新設〉

本会に賛助会員を置くことができる。

1. 賛助会員に必要な事項は、別に定める細則による。

## 第18条

本会の経費は、会費およびその他の収入による。

## 第19条

本会の会計を監査するために、会計監査を2名置く。

## 第20条

会計監査は、役員会で推薦し総会の承認を得る。

## 第21条

本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

---

## [細則 1]入会、会費について

1. 会費は年額 12,000 円とし、年度初めに納入する。学生会員の会費は年額 5,000 円とする。
2. 入会費は 5,000 円とし、入会時に納入する。学生会員は入会金を免除する。
3. 本会の会員なるには、会員 2 名の推薦を得た上で、所定の入会届けを提出し、総会の承認を得るものとする。
4. 75 歳以上で会員継続期間を 20 年以上持つ会員は、会費を 6,000 円とすることができる。
5. 本会の主催する演奏会に出品、または本会を通じて海外への招待作曲家または出品するには、当該年度までの会費の未納がないことを条件とする。

## [細則 2]選挙施行について

第 1 条：会則第 8 条 1 項、第 10 条 1 項に基づく役員選出の方法については、この細則の定めるところによる。

第 2 条：会長および理事選出に必要な事務は、選挙管理委員が行う。選挙管理委員は、事務局長が会員より 2 名を任命する。

第 3 条：会長の選出は全会員の直接無記名（2 名連記）により、有効得票の多数の者を選出する。

なお、上位 2 名が同じ得票数の場合は、総会の再投票により決める。

第 4 条：理事の選出は、地区別に割り当てられた人数を、会員の直接無記名投票により、有効得票の多数によって選出する。

第 5 条：会長、副会長選出者が地区理事と重複した場合は、当該地区の次点得票者を理事に選出する。

第 6 条：第 3 条の規定に関わらず会長が必要と判断した場合、会長は 2 名以内（内 1 名は国際交流担当とする）で別に理事を推薦することができる。この場合総会の承認を得ることとする。

第 7 条：地区区分および地区選出理事の員数は次の通りとする。

- ・福岡地区：1 名
- ・佐賀・長崎地区：1 名

- ・熊本地区：1名
- ・大分・宮崎地区：1名
- ・鹿児島・沖縄地区：1名
- ・九州以外地区：1名

第8条：理事に欠員が生じた時は、欠員が生じた地区的会員の互選により補充する。

#### [細則3]名誉会員について

1. 資格:会長経験者で、長年に渡り会の発展に寄与した者の中から、理事2名以上が推薦し、総会の議を得てこれを決定する。
2. 特典:名誉会員は、会費を半額免除することができる。
3. 資格の取り消し:会の名誉を著しく損ねた場合は、総会の議を経て名誉会員の資格を取り消すことができる。

#### [細則4]会員の役務手当てについて

1. 以下の会員には役務手当てを認める。
  - ・会長、副会長、事務局長、会計、国際交流担当理事
2. 以下の業務を担当する会員には役務手当てを認める。
  - ・スプリングコンサート企画制作2名
  - ・ホームページ制作等定期的な広報にかかる者
3. なお上記以外にも、会務の円滑な運営のために、必要な役務手当てを支給することができる。

#### [細則5]退会について

退会しようとする会員は、それまでの会費を納めて、退会届を提出する。

#### [細則6]除名について

会員が次の各号に該当する者は、総会の議決を経て除名することができる。

1. 会の名誉を著しく損ねた者。
  2. 会費滞納が5年未納の者。
-

### 【細則 7】休会について

1. 休会会員は年会費の半額を支払うことを条件に、会報その他情報を受け取ることができます。  
ただし投票権は持たない。
2. 休会しようとする会員は、それまでの会費を納めて、休会届を提出する。

[付則] 本規約は、昭和 54 年 12 月 1 日 の本協会発足とともに発効する。

[付則] 本会則ならびに細則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

[付則] 本会則ならびに細則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

[付則] 本会則ならびに細則は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。